

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社（以下「会社」という。）にタクシー運転手として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、乗客を降ろすために停車中、請求人が運転するタクシーに自転車が接触したため、自転車で乗っていた男性に注意しようとしたところ、その男性が殴りかかってくる等のトラブルとなった（以下「本件出来事」という。）。

請求人は、同年〇月〇日からC病院やDクリニックに受診し、「頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は、本件出来事によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件出来事により本件傷病を発症したと主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人に発症した本件傷病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「C病院で撮影されたX線像上で第5、6、7頸椎間の椎間板に骨棘形成を伴う椎間板症が認められ、頸椎後方の項中隔の石灰化像がみられる。これらはいずれも変性変化であり、外傷によるものではない。」と述べている。当審査会として、改めて一件記録を精査するも、E医師の意見は妥当であり、請求人には、本件出来事以前から頸椎の椎間板症が存在する状態であったと認められる。

(3) 請求人は、本件出来事を契機に、頸部に痛みを感じていると訴えているが、本件出来事による頸部への負荷の状況については、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおりであり、当審査会としても、本件出来事により頸部に直接的な外力が作用したとは認め難いものと判断する。この点、請求人が受診したC病院やDクリニックにおける検査結果をみても、請求人に他覚的異常所見は認められていない。

(4) そうすると、本件出来事と本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできず、当審査会としても、本件出来事による頸部への負荷によって療養や休業を要する状態になったと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。